（保険料の額の特例の申出）

第六十条　（略）

２　前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　法第四十五条第一項第一号に掲げる者に該当して同項の規定による申出をした者　次に掲げる書類

イ　認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。第四号イにおいて同じ。）であって農業を営む者であることを明らかにすることができる書類

ロ・ハ　（略）

二～五　（略）

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第十三条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（組合が農地又は採草放牧地を利用しないで行う農業の経営） **第五十一条の二**　法第十一条の五十第一項第二号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。 一・二　（略）	（組合が農地又は採草放牧地を利用しないで行う農業の経営） **第五十一条の二**　法第十一条の五十第一項第三号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。 一・二　（略）

（都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成三十年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改正後	改正前
（事業計画の記載事項） **第二条**　法第四条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　認定を受けようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略）	（事業計画の記載事項） **第二条**　法第四条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　認定を受けようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略）

（保険料の額の特例の申出）

第六十条　（略）

２　前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　法第四十五条第一項第一号に掲げる者に該当して同項の規定による申出をした者　次に掲げる書類

イ　認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。第四号イにおいて同じ。）であって農業を営む者であることを明らかにすることができる書類

ロ・ハ　（略）

二～五　（略）

ニ　農地法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）に賃借権等を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に賃借権等を設定している農地又は採草放牧地の面積

ホ～リ　（略）

四～七　（略）

２　（略）

ニ　農地法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）に賃借権等を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がその農地所有適格法人に賃借権等を設定している農地又は採草放牧地の面積

ホ～リ　（略）

四～七　（略）

２　（略）

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第十五条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令附則第十五条の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（平成十三年農林水産省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 （農地等の売渡し等の対象者） **第三条**　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年改正法」という。）附則第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成十三年改正法による改正前の法第八十二条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　（略） （削る。） 二～八　（略）	**附　則** （農地等の売渡し等の対象者） **第三条**　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年改正法」という。）附則第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成十三年改正法による改正前の法第八十二条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体 三～九　（略）